



各手当制度

児童扶養手当

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ○父母が婚姻を解消した | ○父又は母が死亡した |
| ○父又は母が一定程度の障害の状態にある | ○父又は母が生死不明 |
| ○父又は母が1年以上遺棄している | ○父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた |
| ○父又は母が1年以上拘禁されている | ○婚姻によらないで生まれた |
| ○棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない | |

※ただし、児童や父母、養育者が日本国内に住所がない、母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているときなどの場合、手当を受けられません。詳しいことはお問い合わせください。

※児童扶養手当と公的年金などの併給について

これまで障害年金などを受給している方は、障害年金の額が児童扶養手当の額を上回る場合に児童扶養手当を受給できませんでしたが、児童扶養手当法の一部改正により令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合に、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

障害年金以外の公的年金（遺族年金、老齢年金など）を受給している方は、公的年金などの額が児童扶養手当額よりも下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

◆ 支給額（児童1人月額）

全部支給	43,160円
一部支給	43,150円～10,180円

※児童2人目は10,190円、3人目以降は児童1人につき6,110円が加算されます。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止または全部停止となります。

◆ **支給期日** 1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉増進を図ることを目的に支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けられることのできる児童や、児童福祉施設などに入所している児童などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

障害等級	
1級	52,500円
2級	34,970円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは支給されません。

◆ **支給期日** 毎年4月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

各手当を受けるには、認定請求書の提出が必要です。請求に必要な添付書
お問い合わせ先：保健福祉課 福祉グループ